

マネジメントリポート

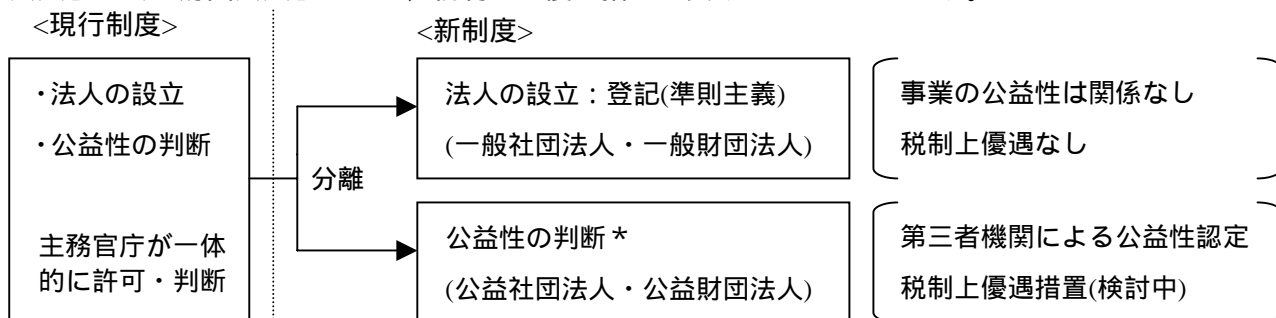
2007年 8月

今回のテーマ： 公益法人改革

平成 18 年 6 月に公布された公益法人改革に関する法律は、平成 20 年 12 月 1 日に施行される予定です。

1 公益法人制度改革の概要

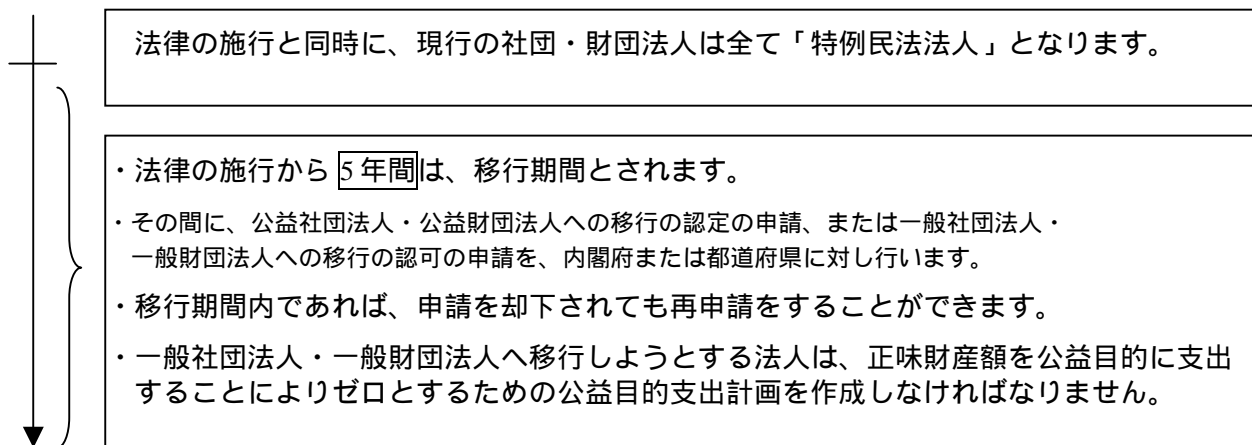
法律施行後は、社団・財団法人は登記により「一般社団法人」「一般財団法人」として設立することになります。それらのうち、第三者機関「公益認定等委員会」の認定を取得しますと、「公益社団法人」「公益財団法人」として、税制上の優遇措置を受けることができます。



* 公益性の主な判断基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業比率が 50/100 以上の見込みか
- 公益目的事業にかかる収入が、実施に要する適正費用を超えることはないか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の 1/3 以下か

2 現行の社団・財団法人の移行



お見逃しなく！

1. 現行の社団・財団法人が移行期間満了の日までに移行手続きをしなかった場合は、解散したものとみなされます。
2. 「公益社団法人」「公益財団法人」にのみ税制上の優遇措置が適用されます。「特例民法法人」の移行期間中の税制上の取扱いなどについては、今後の改正に注意する必要があります。
3. 今回の公益法人制度改革により、中間法人法も廃止されるため、中間法人についても一般社団法人または公益社団法人への移行手続きが必要となります。